

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 59 号	第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市大津区地先		姫路市漁協
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちイ、ウ、エ、オ、カ及びびイを結んだ線によって囲まれた区域		
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	A 姫路市姫路港広畑港区広畑西地区埋立地（株式会社ダイセル広畑工場埋立地）北護岸北西角		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから244度270メートルの点		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Aから152度878メートルの点		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ウ イから62度30分1,010メートルの点		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	エ ウから90度180メートルの点		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	オ エから180度1,100メートルの点		
	"	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	カ イから163度33分820メートルの点		
	"	第2種共同漁業	ます網漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	"				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

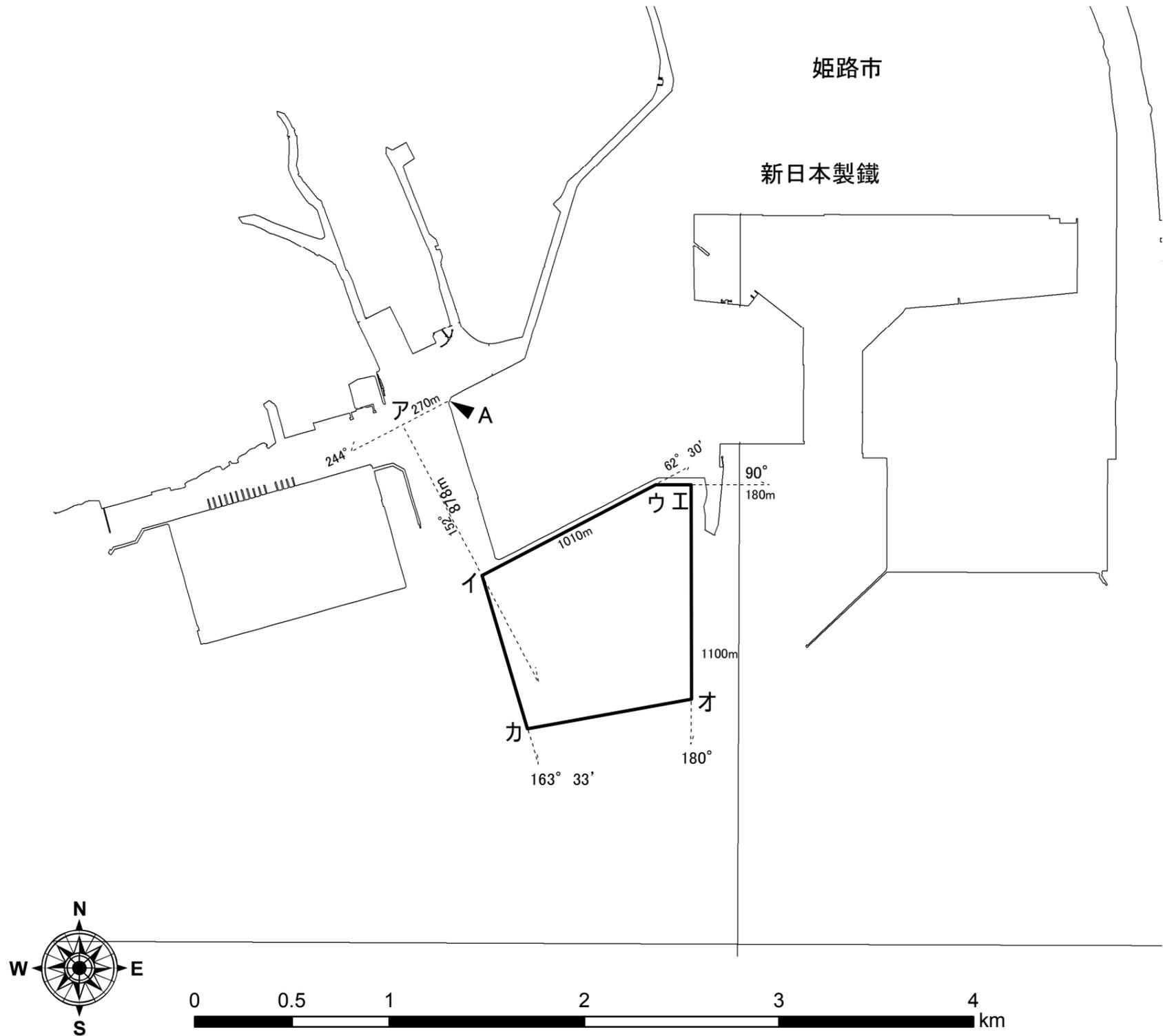
付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第59号
 漁場の位置 姫路市大津区地先
 漁場の区域 次の点のうちイ、ウ、エ、オ、カ及びイを結んだ線によって
 囲まれた区域

- 点の位置
 A 姫路市姫路港広畑港区広畑西地区埋立地
 (株式会社ダイセル広畑工場埋立地) 北護岸北西角
 ア Aから244度270メートルの点
 イ アから152度878メートルの点
 ウ イから62度30分1,010メートルの点
 エ ウから90度180メートルの点
 オ エから180度1,100メートルの点
 カ イから163度33分820メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第59号漁場